

食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文 目次

- 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）（抄）（第一条関係） 1
- 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）（抄）（第二条関係） 3

○ 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第七条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事（保健所を設置する市（法第十五条第五項に規定する保健所を設置する市をいう。第八項において同じ。）又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）が行うこととする。ただし、<u>第一号及び第三号から第八号</u>までに掲げる事務（第一号に掲げる事務にあつては栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものの表示の適正を確保するため特に必要があると認めるときに限り、<u>第四号から第六号</u>までに掲げる事務にあつては法第六条の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第六条第八項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該命令に係る食品関連事業者</p>	<p>第七条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事（保健所を設置する市（法第十五条第五項に規定する保健所を設置する市をいう。第八項において同じ。）又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）が行うこととする。ただし、<u>第一号及び第三号から第七号</u>までに掲げる事務（第一号に掲げる事務にあつては栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものの表示の適正を確保するため特に必要があると認めるときに限り、<u>第四号から第六号</u>までに掲げる事務にあつては法第六条の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第六条第八項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該命令に係る食品関連事業者</p>

等の主たる事務所（法第二条第三項第二号に規定する者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次号、第七号及び第八号において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事

四〇六（略）

七| 法第十条の二第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による公表に関する事務 当該届出に係る食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

八|（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる事務を行った場合にはその内容を、同項第四号から第七号までに掲げる事務を行った場合にはその結果を、内閣府令で定めるところにより、消費者庁長官に報告しなければならない。

4・5（略）

6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第八号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

7 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官又は都道府県知事が同項第一号及び第三号から第八号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

8（略）

等の主たる事務所（法第二条第三項第二号に規定する者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次号及び第七号において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事

四〇六（略）

（新設）

七|（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる事務を行った場合にはその内容を、同項第四号から第六号までに掲げる事務を行った場合にはその結果を、内閣府令で定めるところにより、消費者庁長官に報告しなければならない。

4・5（略）

6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第七号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

7 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官又は都道府県知事が同項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

8（略）

改正後	改正前
<p>（表示対策課の所掌事務）</p> <p>第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令、同法第八条第一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施並びに同法第十条の二第一項の規定による届出の受理に係るものに限る。）。</p> <p>十（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p>（参事官の設置期間の特例）</p> <p>2 第三条第一項の参事官は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。</p>	<p>（表示対策課の所掌事務）</p> <p>第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令並びに同法第八条第一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施に係るものに限る。）。</p> <p>十（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p>（参事官の設置期間の特例）</p> <p>2 第三条第一項の参事官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。</p>